

愛知県環境影響評価審査会環境影響評価指針部会会議録

- 1 日時 平成24年12月27日（木）午前10時から午前11時50分まで
- 2 場所 愛知県自治センター 4階 大会議室
- 3 議事
 - (1) 環境影響評価指針の一部改正について
 - (2) その他
- 4 出席者
委員9名、説明のために出席した職員13名
- 5 傍聴人
傍聴人4名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 環境影響評価指針の一部改正について
 - ・ 議事録の署名について、大東部会長が増田委員と吉久委員を指名した。
 - ・ 資料1から4までについて、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【大東部会長】資料4-2で「検討」とされている「工事の実施」における「温室効果ガス等」について、参考項目として「○」をつけるとその項目の選定に強制力が働くことになるのか。
- 【事務局】参考項目となる前の標準項目であったときは、その標準項目を環境影響評価の項目として選定しない場合は、その理由を記載しなければならなかった。その後、アセス制度をより弾力的に運用し、メリハリのあるアセスを行うことを目的として参考項目となったため、現在は、項目を選定した理由を記載することになっている。
- なお、国土交通省などは、今後公布される主務省令において、工事中の温室効果ガスについて参考項目としない可能性がある。
- 【井上委員】廃棄物処分場に係る主務省令で参考項目とされたこと及びこれまでの知事意見の実績を踏まえ、工事中の温室効果ガス等を参考項目とするべきだと思う。
- 【大東部会長】部会としては、工事中の温室効果ガス等について事業者を検討してもらおうという方向性を示すため、これを参考項目に位置づけることとしたい。
- 【柳澤委員】風力発電所は点的開発に分類されているが、その環境影響は面的に及ぶのではないか。

- 【吉久委員】風力発電設備を設置する場合は1基のみではなく、複数設置することになるため、これは面的開発に分類するべきではないか。
- 【事務局】風力発電所はアセス対象事業に該当するかどうかを面積ではなく、出力で判断するため点的開発としているが、工事ヤードや取付道路の造成工事など面的な広がりを持つ開発を行う場合は、こうした範囲も当然アセスを行うことになる。点的、線的、面的開発としたのは、アセスの規模要件から分類したものであり、広い範囲を開発するのであれば、その影響を見ていくことになる。
- 【井上委員】資料3の2番目の論点で、多段階の意見聴取や配慮書の案を優先した意見聴取を規定しないという対応案だが、その理由の一つとして国土交通省が規定していないからとしている。国土交通省では既にP I（パブリック・インボルブメント）の実績があるから細かい事項を規定しなくてもよいかもしいれないが、県の指針で多段階の意見聴取等を規定しない場合、県としてどのように運用していくつもりか。
- 【事務局】計画段階配慮事項に係る手続の本来の趣旨を考えると、事業者に自由度を持ってやっていただくことが適当と考えている。
多段階の意見聴取等の規定については、条例本文では配慮書の案又は配慮書で意見聴取するよう努める旨を規定しているのであって、この条文を踏み越えないようにすることが適当と考えている。
- 【井上委員】条例で「又は」と規定しているものについて、指針や通知で一方を推奨することは全くないということか。
- 【事務局】聞いたことがない。
- 【井上委員】私は多段階の意見聴取や配慮書の案を優先した意見聴取の規定を盛り込んだ方が良くと思う。
- 【増田委員】事業者にあまり自由度を持たせると、何も実施しないという心配がある。規定をしておいて、やってもらうようにすることが必要ではないか。
- 【山澤委員】「努める」の強さはどの程度か。
- 【事務局】アセス制度は何かを禁止するようなものではなく、環境に配慮しながら事業を進めるための制度である。条文で「努める」と規定された手続を実施しない場合は、その理由をよく説明するよう求められる。
- 【山澤委員】事業の実施に当たって環境をよりよくするための制度であれば、環境への配慮に関して事業者が努めることを規定することは配慮書手続の趣旨に合っていると思う。
- 【事務局】条例の趣旨を上回るような規定を指針で定めることはどうかという問題点がある。「努める」という規定は意味合いが重く、もう少し柔らかく規定するか、まったく規定しないという方法が考えられる。
- 【井上委員】たとえば「配慮を行うものとする」という書き方もある。
- 【山澤委員】多段階の意見聴取等の規定が効果を発揮しない事例もあるかもしれないが、おおむねの場合は効果を発揮すると期待している。そのような場合に事業者積極的に意見聴取してもらおうということが読み取れるような文にしたい。

【事務局】再度事務局で検討する。

【柳澤委員】資料4-2の参考項目で「風力発電設備の稼働」について、「動物」が参考項目となっているが、「海域に生息する動物」が参考項目になっていない。将来、多くの風力発電設備を海の中に建てたり、海に浮かべたりすることも予想される。このような場合も考慮して参考項目を設定できないか。

【増田委員】海の中に構造物を設置すると潮流が変化し、それにより動植物に大きな影響が出ることが知られているが、現在のところ、正確に予測できない。ただし、影響はあるので代替措置等を講じる必要がある。

【事務局】海は次代の風力発電設備のフィールドとして話題になっているが、今回の検討においては想定していない。ただ、これまでの埋立等のアセスの経験により必要な指摘事項があれば、知事意見で対応することができる。

【大東部会長】あくまで参考項目なので、海洋上に風力発電設備を設置するような案件が出てくれば、積極的に関連する項目を追加してもらうことで対応は可能である。

【谷村委員】先ほどの点と面の話だが、点的事業が複数になれば、線、面として考えることになるのか。

【事務局】点的、線的、面的の分類はアセス対象となるかどうかの判断における規模要件の分類である。点的事業でも面的に造成工事等をするのであれば、当然その影響を見ていくことになり、面的な予測、評価を否定しているわけではない。

なお、ある事業者が事業を実施し、その後に別の事業者がその近くで同様の事業を実施する場合に、既存事業分の影響をどう取り扱うかという問題については、課題として十分承知しているが、現行制度の範囲で少しでも環境影響が少なくなるようにしていく。また、自然環境に関しては、本県ではミティゲーションを導入した生態系の保全について検討しており、その考え方を年度内に公表する予定である。1～2年の試行期間を経た後、アセス制度に反映していけないか検討する予定である。

【吉久委員】資料2で示された騒音の定義について、資料によって書き方が異なっている。統一してもらいたい。

また、航空機騒音の環境基準の評価指標がWECPNLからLdenに変更されているが、それに伴う指針の変更は必要ないか。

【事務局】騒音の定義については確認の上、修正する。

航空機騒音の評価指標に関しては、指針の参考手法において、航空機騒音の調査の基本的な手法が「航空機騒音に係る環境基準に規定する測定方法」などとなっており、その中身は変わっているが、指針の表記に変更はない。

【那須委員】低周波音から超低周波音を分けた理由は何か。

【事務局】当初、国は、騒音と低周波音としていたが、騒音の周波数が20Hz以上、低周波音の周波数が100Hz以下であり、20から100Hzが重複するため、主務省令では、騒音と20Hz以下の超低周波音と記載したと思われる。

【大東部会長】低周波音と超低周波音の関係がわかりにくいので、一般の方に説明する際には、わかりやすくしてほしい。

【大東部会長】環境影響評価指針の一部改正の素案については、次回に部会報告としてとりまとめたい。

事務局は、本日の各委員からの指摘と、経済産業省や国土交通省等の主務省令の公布が間に合うようであればその内容も勘案して、本日の改正指針素案を修正し、次回に示していただきたい。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会